

Q 指定給水装置工事事業者の皆さま向け A

☎ 燕・弥彦総合事務組合水道局 0256-77-9400 (代表)

Q. 親の住宅が建っている敷地に息子が別の住宅を新築します。給水管をもう1本引き込むことは可能ですか？

A. 「1つの区画・敷地につき給水管の引込みは1本」が原則です。

ただし、次にあてはまる場合は特別の理由として、もう1本引き込むことを認めています。

- ・親の住宅に供給している給水管から分岐することができない（2軒に給水すると水量や水圧が不足するおそれがある等）。
- ・親の土地に息子が給水管を埋設することの承諾を得ている（土地使用承諾書）。



Q. 蛇口の交換をするのですが、給水装置工事の申し込みは必要ですか？

A. 給水用具の交換とそれに伴う必要最小限の配管を行う場合は申し込み不要です。

ただし、給水用具の位置や配管のルートが変更になる場合は、改造工事としての申し込みが必要です。



Q. 既設の給水管の引込みがH I V Pです。そこに管を接続して水道メーターを取り付けたいのですが、同じH I V PをT S接合で接続してもよいですか？

A. 水道メーターの一次側の給水管を配管する場合は、次のように管の材料と接続方法を指定しています。

- 給水管の管種・・・HPPE、PP
- 接続方法・・・・EF接合、金属継手

既設の管がH I V Pであったとしても、新たに配管する部分は上記の指定に合わせていただきますので、H I V PおよびT S接合は認められません。

管種と接続方法のくわしい条件等は「給水装置 標準図」をご覧ください。

[給水装置 標準図はこちらをクリック](#)



Q. 給水装置工事の申し込みをし、水道局の審査が終わったら連絡がもらえるのでしょうか？

A. 申し込みを受け付けてから3営業日後に設計審査が終わります。その間に…

【指摘事項等がなかった場合】

連絡はいたしません（3営業日を過ぎて何も連絡がなかった場合は、審査が完了したとお考えください）。

【指摘事項等があった場合】

確認や照会の連絡を差し上げます。



Q. 給水装置工事の申し込みをしてから何日後に水道メーターを受け取ることができますか？

A. 設計審査が終わるまでは水道メーターをお渡し（払い出し）しません。

審査は申し込みを受け付けてから3営業日後に終わりますので、3営業日後にはお渡し可能になります。

ただし、お渡しできるのは、水道メーターの取付日またはその前日に限ります。

【例】

月日	受付・審査	払い出しできる条件
〇月 1 日 (水)	給水装置工事申込書 受付	—
〇月 2 日 (木)	審査 / 1営業日後	—
〇月 3 日 (金)	審査 / 2営業日後	—
〇月 4 日 (土)	(営業外)	—
〇月 5 日 (日)	(営業外)	—
〇月 6 日 (祝)	(営業外)	—
〇月 7 日 (火)	審査終了 / 3営業日後	7日に取付
〇月 8 日 (水)	4営業日後	8日、または9日に取付
〇月 9 日 (木)	5営業日後	9日、または10日に取付
〇月 10日 (金)	6営業日後	10日~12日に取付



Q. 建物の解体工事を行います。届け出は必要ですか？

A. 建物の解体により給水装置を撤去する場合は改造工事にあたりますので、給水装置工事の申し込みが必要です。

申し込みは「指定給水装置工事事業者」が行ってください。

「給水装置工事申込書〔撤去用〕」に撤去や閉止の情報を記入し提出いただきます。

[給水装置工事申込書〔撤去用〕こちらをクリック](#)



Q. 既設の給水管から水が出ません。どうすればよいですか？

A. 長年給水していない既設の給水管などは閉塞している場合があります。

まず、止水栓がある場合は…

- 止水栓の開閉を繰り返してみる。
- 止水栓を外してみる。

それでも水が出ない場合は、水道局へご連絡をお願いします。

※ 現地における引込みの位置、水圧、給水能力の確認は早い段階で、かつ念入りに行ってください。



Q. 漏水修繕にあたり配管のルートを変更するのですが、給水装置工事の申し込みは必要ですか？

A. 修繕工事は「原形復旧」が原則です。配管ルートを変更する場合は原形復旧ではありませんので、改造工事としての申し込みが必要です。



Q. 電子申請で竣工報告書のPDFを提出しました。
これで届け出は完了でしょうか？

A. 電子申請で竣工報告書のPDFを提出いただいた場合は「事前確認」として扱います。
押印した書類の原本を正式な届け出として扱います。



Q. 給水装置工事が終わりました。竣工検査はどうやって行いますか？

A. まず、提出いただく次の書類に基づき書類審査を行います。

- 給水装置工事竣工報告書
- 給水装置工事自主検査報告書
兼 竣工後工事検査申請書

上記書類を提出した日の3営業日後に竣工検査を行います。次の写真を自主検査報告書に添付した場合は、現地検査を省略します。

- 水道メーターの位置が分かる写真
- メーターボックス内の状況が分かる写真
- 水道メーターの番号が識別できる写真
- 自主検査における耐圧試験の実施状況にかかると分かる写真

※ 施主様への引渡し前に竣工検査を受けることができるよう、工期や書類提出の日程には十分に注意してください。



Q. 新築工事が終わり、水道料金の請求先を施主の名義に変更したいのですが？

A. 水道工事を担当した「指定給水装置工事業者」が変更の手続きを行ってください。

変更する日の「水道メーターの指針」を読み、次のいずれかで届け出てください。

ただし、水道局の竣工検査日より前の変更はお受けできません。

- 水道局へ「水道料金請求先変更届」を提出
(窓口へ持参、またはFAXにて)

水道料金請求先変更届はこちらをクリック

- 電子申請フォームに入力

電子申請フォームはこちらをクリック

※ 「建売住宅」の場合の変更は、施主様から直接水道局へご連絡ください。

